

# 姫路市小児慢性特定疾病児童等一時入院支援事業実施要綱

平成29年 7月 1日制定

令和 元年10月 1日改正

令和 2年 3月31日改正

令和 2年 4月 1日改正

令和 3年 3月19日改正

令和 3年 9月24日改正

## (目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等（以下「小慢児童等」という。）が居宅において介護を受けることが一時的に困難となった場合に同法第19条の2第2項第1号に基づき、当該小慢児童等を医療機関において一時的に預かる支援（以下「一時入院」という。）を実施することにより、小慢児童等を介護する家族等の負担を軽減し、小慢児童等及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

## (実施方法)

第2条 この事業は、市が第4条に規定する医療機関と一時入院の実施について委託契約を締結し、一時入院の利用実績に応じて委託料を支払うことにより実施する。

## (対象者)

第3条 一時入院を利用することができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する小慢児童等とする。

- (1) 姫路市に住所を有すること。
- (2) 医療的ケアが必要であり、医療機関での一時的な預かりが必要であること。
- (3) 小慢児童等の介護を行う者が休養をとる必要が生じたこと、病気にかかったことその他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったこと。

(受託医療機関)

第4条 一時入院を受託することができる医療機関は、指定小児慢性特定疾病医療機関(児童福祉法第6条の2第2項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関をいう。以下同じ。)とする。

2 一時入院を受託しようとする指定小児慢性特定疾病医療機関は、姫路市小児慢性特定疾病児童等一時入院支援事業実施申出書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の申出書を受領したときは遅滞なく、当該指定小児慢性特定疾病医療機関と委託契約を締結するものとする。

(利用申請)

第5条 一時入院を利用しようとする対象者の保護者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、小児慢性特定疾病児童等一時入院申請書(様式第2号)に小児慢性特定疾病児童等の医療を受けている状況や日常生活状況が分かる書類を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該対象者に係る小児慢性特定疾病医療費認定申請時の医療意見書を参考にその内容を審査し、一時入院の利用の承認又は不承認を決定する。

3 市長は、前項の決定をしたときは、小児慢性特定疾病児童等一時入院利用承認通知書兼利用券(様式第3号)(以下「利用券」という。)又は小児慢性特定疾病児童等一時入院利用不承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

4 一時入院を利用することができる日数は、年度毎に対象者1人当たり14日以内とする。

5 一時入院の利用を承認した場合における当該承認の期間は、市長が当該利用の承認をした日の属する年度の末日までとする。

(契約医療機関への申込)

第6条 前条第2項の規定による利用の承認を受けた保護者(以下「利用者」という。)は、第4条第3項の規定により委託契約を締結した指定小児慢性特定疾病医療機関(以下「契約医療機関」という。)にあらかじめ連絡の上、小児慢性特定疾病児童

等一時入院利用申込書（様式第5号）に利用券及び情報提供書を添えて、直接申し込むものとする。

- 2 契約医療機関は、利用申込書を受理したときは、対象者の主治医等関係機関と連絡調整を図り、その入退院について調整を行い、受入れの可否について利用申込書に記入し、その写しを市長に提出するものとする。この場合において、受入れが困難であるときは、必要に応じ市長に調整を依頼することができる。

（一時入院の終了）

第7条 契約医療機関は、対象者の一時入院が終了したときは、利用券に利用期間並びに医療機関の所在地及び名称を記入し、利用者に返却するものとする。

（委託料の額）

第8条 一時入院の実施に係る委託料の額は、別表第1のとおりとする。

（委託料の請求）

第9条 契約医療機関は、対象者の一時入院を実施したときは、実施日の属する月の翌月に小児慢性特定疾病児童等一時入院実施報告書（様式第6号）及び小児慢性特定疾病児童等一時入院委託料請求書（様式第7号）を市長に提出し、委託料を請求するものとする。

- 2 市長は、前項の請求を受けたときは、速やかに委託料を支払うものとする。

（利用者負担額）

第10条 利用者は、対象者が一時入院を利用したときは、別表第2に掲げる利用者負担額を市長の請求に基づき支払うものとする。

（変更の届出等）

第11条 利用者は、次に掲げる事項に変更が生じた場合は、速やかに小児慢性特定疾病児童等一時入院利用資格変更届（様式第8号）を市長に提出するものとする。

- (1) 対象者の氏名、住所又は連絡先
- (2) 対象者の主な介護者の氏名、性別、生年月日又は小慢児童等との続柄

- 2 利用者は、利用券を紛失し、又は破損し、若しくは汚損したときは、小児慢性特定疾病児童等一時入院利用券再交付申請書（様式第9号）を市長に提出し、再交付を受けるものとする。

(利用の承認の取消し等)

第12条 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、第6条第2項の規定による承認を取り消すことができる。

(1) 小慢児童等が第3条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(2) 利用者が偽りその他不正の行為により第6条第2項の規定による承認を受けたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、小児慢性特定疾病児童等一時入院利用承認取消通知書(様式第10号)により利用者に通知するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほかこの事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月19日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要綱は、令和3年9月24日から施行する。

### (経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。